

鳥取県公報

令和3年11月19日(金) 第9352号

每週火 · 金曜日発行

			目	次
\Diamond	告	示	県税の収納事務の委託(609)(税務課)・・・・ 鳥取県指定保護文化財の指定(610)(文化財課)・ 県道の区域の変更(611)(道路企画課)・・・・ 県道の供用の開始(612)(〃)・・・・・・ 指定居宅サービス事業者の指定(613)(西部総合事 物品売払代金の徴収事務の委託(614)(倉吉農業高	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
\Diamond	選管告	示		3
\Diamond		告	ふぐ処理師試験の実施(くらしの安心推進課)・・・	
			年少射撃資格の認定のための講習会の開催(警察本語	『生活安全企画課)・・・・・・5
\Diamond	調達公	告	随意契約の相手方の決定(教育委員会事務局教育環境	き課)・・・・・・・・・・・・6

示

鳥取県告示第609号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定に基づき、県税の収納の事務を次のとおり 委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

令和3年11月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

鳥取県自動車団体連合会

2 委託期間

令和3年10月1日から令和4年3月31日まで

鳥取県告示第610号

鳥取県文化財保護条例(昭和34年鳥取県条例第50号)第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保 護文化財の指定をするので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年11月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

彫刻の部

名称	員数	所在の場所
神像 附神像 3 躯	神像11躯	米子市東八幡276 八幡神社
	附神像3躯	
神像	4 躯	東伯郡三朝町

古文書の部

名称	員数	所在の場所	
永田家文書	20点	鳥取市東町二丁目124 鳥取県立博物館	
山陰歴史館所蔵長田文書	2点	米子市中町20 米子市立山陰歴史館	

鳥取県告示第611号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の 規定により告示する。

その関係図面は、令和3年11月19日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において 一般の縦覧に供する。

令和3年11月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

吹 炉 夕	区間	変更	敷地の幅員	敷地の延長
路線名		前後別	(メートル)	(メートル)
倉吉江府溝口線	西伯郡大山町大山字大山95-1地先から同地	変更前	7. 9~29. 2	739. 0
	先まで	変更後	9.4~42.8	749.0

鳥取県告示第612号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の 規定により告示する。

その関係図面は、令和3年11月19日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において 一般の縦覧に供する。

令和3年11月19日

鳥取県知事 平 井 治

路線名	区間	供用開始の期日
倉吉江府溝口絲	西伯郡大山町大山字大山95-1地先から同地先まで	令和3年11月19日

鳥取県告示第613号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したの で、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年11月19日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は	指定に係る事業所の	指定に係る事業所の	指定年月日	サービスの種類
氏名	名称	所在地		
株式会社メディカ	こころね訪問介護ス	境港市上道町2052-	令和3年11月9日	訪問介護
ル・ケア米子	テーション上道町	1		

鳥取県告示第614号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立倉吉農業高等学校における 生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年11月19日

鳥取県立倉吉農業高等学校長 河 本 達 志

1 委託の相手 株式会社米子木材市場

2 委託期間

令和3年11月1日から令和4年3月31日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第35号

令和3年第8回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和3年11月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 日時 令和3年11月24日(水) 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の結果について
 - (2) その他

.....

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例(平成16年鳥取県条例第7号)第5条の規定に基づき、ふぐ処理師試験を 次のとおり実施する。

令和3年11月19日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 試験の日時
 - (1) 学科試験 令和4年1月28日(金)午前10時から正午まで
 - (2) 実技試験 令和4年1月28日(金)午後1時から

2 試験の場所

倉吉市小田458 倉吉市立伯耆しあわせの郷

- 3 試験科目及び配点
 - (1) 水産食品の衛生に関する知識(100点)
 - (2) ふぐに関する一般知識(400点)
 - (3) ふぐ処理の実技(ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。)(200点)
- 4 受験願書の受付期間

令和3年11月19日(金)から同年12月3日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23年法律第178号) に規定する休日を除く。)

なお、郵送等による場合は、当該期間内に到達したものに限り、受け付ける。

5 受験願書の提出先

次の所属のうち住所地を管轄するもの(以下「保健所」という。)に提出すること。

鳥取市健康子ども部鳥取市保健所生活安全課(〒680-0845 鳥取市富安二丁目138-4)

鳥取県中部総合事務所倉吉保健所生活安全課(〒682-0802 倉吉市東巌城町2)

鳥取県西部総合事務所米子保健所生活安全課(〒683-0054 米子市糀町一丁目160)

なお、県外に住所地を有する場合は、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課(以下「くらし の安心推進課」という。) に提出すること。

くらしの安心推進課 (〒680-8570 鳥取市東町一丁目220)

- 6 受験願書の添付書類
 - (1) 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4.5センチメートル、横3.5センチメー トルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影日を記入したもの)
 - (2) 受験手数料に係る納付済証、領収書又は領収証書
- 7 受験手数料等及びその納付方法

次のとおり受験手数料及び実技試験に用いるふぐの代金を納付すること。

- (1) 受験手数料9,040円を県が配布する納付書により、又は県庁本庁舎及び各総合事務所の納付窓口において 納付すること。なお、既納の手数料は、原則還付しない。
- (2) 実技試験に用いるふぐの代金は、受験票に記載する金額とし、試験当日の受付時に現金にて納付するこ と。なお、納付がない場合は、受験を認めない。
- 8 受験に当たっての注意事項
 - (1) 受験者は、試験当日、試験開始の10分前までに集合すること。なお、受付は、午前9時20分から開始す る。
 - (2) 受験者は、次のものを持参すること。
 - ア 学科試験

受験票及び筆記用具

イ 実技試験

受験票、白衣、包丁、ふきん、白帽又は三角きん及び清潔な履物

なお、白衣は、調理に適した衛生的な服装であれば白色に限らないものとし、白帽又は三角きんは、髪 の毛がはみ出さないものとすること。

9 合格者の発表

合格者の受験番号を令和4年2月10日(木)に保健所において掲示するとともに、くらしの安心推進課のホ ームページ (http://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi) に掲載する。また、同日付けで受験者全員に結果を通 知する。

10 合否基準

学科試験、実技試験ともに合格基準を満たした者を合格とする。

(1) 学科試験

原則として、試験の合計得点が300点以上である者を合格とする。ただし、水産食品の衛生に関する知識の 得点が30点未満である者又はふぐに関する一般知識の得点が120点未満である者は、不合格とする。

(2) 実技試験

原則として、ふぐの処理(ふぐの種類の鑑別)の得点が60点以上かつふぐの処理(毒性臓器の鑑別)の得 点が80点以上である者を合格とする。ただし、次のいずれかに該当する者は、不合格とする。

- ア 毒性臓器の鑑別において、卵巣、精巣又は肝臓の正確な鑑別ができていない場合
- イ 処理後の筋肉に有毒部位が付着している場合

11 その他

- (1) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていたことが判明したときは、合格を取り消す。
- (2) この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。この場合において、試験の得点 の開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降1月が経過する日までの間に、くらしの安心推進課又は 保健所(鳥取市健康子ども部鳥取市保健所生活安全課を除く。)に受験票を持参の上、その旨を申し出ること。
- (3) 受験願書の提出状況によっては、受験願書の提出時点で本県に居住していない者(鳥取県内に勤務先を 有する者を除く。) からの受験を断る場合がある。

なお、受験を断った場合は既納の手数料を還付する。

(4) 試験の詳細については、下記に問い合わせること。

くらしの安心推進課 鳥取市東町一丁目220 (0857-26-7284)

中部総合事務所倉吉保健所生活安全課 倉吉市東巌城町2 (0858-23-3157)

西部総合事務所米子保健所生活安全課 米子市糀町一丁目160 (0859-31-9321)

鳥取市健康子ども部鳥取市保健所生活安全課 鳥取市富安二丁目138-4 (0857-30-8552)

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。) 第9条の14第1項の規定により年少射 撃資格の認定のための講習会を次のとおり開催する。

令和3年11月19日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定を受けようとするも \mathcal{O}

- 2 開催の日時及び場所
 - (1) 開催日時 令和3年12月18日(土) 午前10時から午後3時まで
 - (2) 開催場所 倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署
- 3 講習時間及び講習課目
 - (1) 講習時間 4時間
 - (2) 講習課目

ア 空気銃の所持に関する法令

イ 空気銃の使用の方法

4 考杳

講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

- 6 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料 9,800円
 - (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。
- 7 携行品

筆記用具

調 達 公

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年11月19日

鳥取県立鳥取湖陵高等学校長 上 原 樹

1 調達件名及び数量 鳥取県立鳥取湖陵高等学校温室環境制御システム更新及び機器賃貸借並びに保 守業務 一式

2 契 随意契約 方 式

3 随意契約の相手方を決定 令和3年10月15日

した日

所在地

4 契約の相手方の名称及び 株式会社モリックスジャパン

鳥取市商栄町203-6 5 契 約 38,973,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種

の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達すると その役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。(政令

第11条第1項第2号)

7 契約事務担当部局の名称 鳥取県立鳥取湖陵高等学校

及び所在地 鳥取市湖山町北三丁目250